

①登録金額の制限

- 登録国債に関する各種の請求金額は、その国債証券の最低額面金額（5万円。ただし、利付国変動15年は10万円。）に分割できる金額に限る。

②登録の停止期間

- 登録国債に関する各種の請求のうち、登録国債の登録変更（移転登録）・登録除却（抹消登録）の請求は、その登録国債の利子支払期日前7営業日間は、これを受付けない。
ただし、これらの請求が相続・遺贈・強制執行などのために行われるときは、その請求を受付けてよい。
* 登録停止期間の適用がない証券からの登録請求、元利金支払場所変更などの請求・届出の場合でも、これを上記の期間中に受け付けるときは、元利金の支払が遅れることもある旨を請求者に伝える。

〔登録停止期間の例示〕

(平成6年)													
営 業 日													
2/8 (火)	2/9 (水)	2/10 (木)	2/11 (金)	2/12 (土)	2/13 (日)	2/14 (月)	2/15 (火)	2/16 (水)	2/17 (木)	2/18 (金)	2/19 (土)	2/20 (日)	2/21 (月)
8	7	6				5	4	3	2	1			
← 登録停止期間 (7営業日間) →											↑ 利子支払期日		

* 利子支払期日が銀行休業日に当たるときでも、登録停止期間の計算には影響しない。

③登録の記名

- 請求書・届書の記名欄、印鑑票の氏名欄は、次により記載させる。
イ. 記名者が個人るとき……氏名
ロ. 記名者が法人・法人に準ずる団体のとき
……法人・団体の名称
* 印鑑票の氏名欄には、名称のほか代表者・管理者の資格・氏名を記載する。
- 同じ法人・団体が所有する登録国債で記名を区分する必要があるものは、次のように法人・団体の名称にかっこ書きをつけ、それぞれを1記名者とする。
 - ○○信託銀行株式会社（○○証券投資信託口）
 - ○○市（○○基金）
- * 上記例示以外のかっこ書きのついた請求を受けたときは、業務局国債業務グループへ照会のうえ取扱う。

④元利金支払場所

○ 登録国債の元利金支払場所は、請求者（記名者）が最初の登録を行うときに、次の取扱機関のうちから1か店を選定して指定する。以後、同記名者が所有する登録国債の現在額・銘柄等に異動があったときでも、元利金支払場所の変更を行わない限り、これら異動にかかる請求書等には、この支払場所を記載させる。

●日本銀行本店・支店

●代 理 店

●国債代理店

●国債元利金支払取扱店（在日外国銀行・歳入代理店契約を締結していない信託銀行）

●国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）^(注)

（注） 国債元利金支払取扱店（金融商品取引業者・証券金融会社）における登録国債の元利金支払は、自社記名のものに限られている。従って、一般の法人・個人等は、金融商品取引業者・証券金融会社を元利金支払場所に指定することはできない。

⇒ 元利金支払場所の変更 620⑥ 参照